

都 市 戦 略 整 備 委 員 会 記 録 (No.24)

1 日 時 令和8年3月9日(月)
午前10時00分 開会
午前10時33分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	森 結実子	副 委 員 長	中 島 隆 治
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	田 仲 常 郎
委 員	片 山 尹	委 員	成 重 正 丈
委 員	山 崎 英 樹	委 員	山 内 涼 成
委 員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

技術監理局長	尊 田 利 文	都市戦略局長	小 野 勝 也
都市再生推進部長	正 野 睦 朗	緑 政 課 長	上 田 治 史
都市整備局長	持 山 泰 生		外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	小 野 佳奈子
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第47号 自然史・歴史博物館熱源改修工事 請負契約締結について	可決すべきものと決定した。
2	議案第51号 基本財産の額の増加に係る福岡 北九州高速道路公社の定款の変更に関する同 意について	
3	議案第52号 建物の取得について	
4	議案第53号 旦過地区立体換地建築物整備業 務委託契約の一部変更について	
5	議案第55号 令和7年度北九州市一般会計補 正予算（第7号）のうち所管分	
6	議案第58号 令和7年度北九州市土地区画整 理特別会計補正予算（第2号）	
7	議案第60号 令和7年度北九州市土地取得特 別会計補正予算（第2号）	
8	議案第61号 令和7年度北九州市駐車場特別 会計補正予算（第1号）	
9	河内温泉あじさいの湯について	都市戦略局より別添資料のとおり 報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（森結実子君）開会します。

本日は、議案の採決をとった後、都市戦略局から1件報告を受けます。

初めに、議案第47号、51号から53号、55号のうち所管分、58号、60号及び61号の以上8件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

議案第47号、51号から53号、55号のうち所管分、58号、60号及び61号の以上8件について、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案8件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案８件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、都市戦略局から、河内温泉あじさいの湯について報告を受けます。緑政課長。

○緑政課長 河内温泉あじさいの湯について御報告いたします。

河内温泉あじさいの湯は、利用者数の減少を受け、平成31年１月から休館している状況でございます。河内地域には、河内藤園や南河内橋など魅力的な自然や文化財が点在しており、観光資源として大きなポテンシャルを有しております。こうした資源と連携しながら本施設を再生、運営していくためには、民間のノウハウを活用した新たな魅力づくりが不可欠であると考えております。

このため、令和元年度以降、マーケットサウンディング調査を実施するとともに、27社の民間事業者と継続的に対話を重ねてきたほか、金融機関主催の官民対話にも参加してまいりました。これらの過程において、仮に休館前と同様の規模で温泉施設を再開することを前提とした場合には、施設規模が極めて大きいことに加え、維持管理に要するランニングコストが大きく、それを賄えるだけの利用需要を見込むことが極めて難しいため、採算の取れる事業計画を構築できないとの意見が、ほぼ全ての事業者から示されました。加えて、温泉施設を前提としない建物の活用、投資負担軽減のための土地、建物の無償貸付けや譲渡など、活用につながる条件の在り方についても多くの意見をいただきました。こうしたことを踏まえ、民間事業者の公募に向けた方針を定めましたので御報告させていただきます。

１ ページ目の１を御覧ください。

北九州市としましては、可能であれば温泉施設としての再開を実現したいとの思いはあるものの、これまでのマーケットサウンディング等で示された意見を踏まえると、休館前と同様の温泉施設としての再生を公募の条件の必須とした場合、事業者の参画ハードルが高くなり、結果として施設の活用が進まないことを懸念しております。このため、温泉再開の可能性は残しつつ、施設の活用を温泉施設に限定せず、民間事業者から幅広い提案を求め、河内地域におけるレクリエーションの拠点として最も望ましい提案を行う事業者を優先交渉権者として選定したいと考えています。公募条件につきましては、まず、土地、建物の利用計画については、自然公園法などの関係法規の範囲内で河内地域におけるレクリエーションの拠点として活用することとします。

次に、貸付条件です。２ ページ目の平面図を御覧ください。

中核温泉施設と表示している建物は、再生に当たり必要となる改修に係る経費や維持管理に係る経費を事業者負担とすることを前提に、賃料は無償とします。契約期間は10年とし、更新は可能とします。土地については、建物と駐車場から成る区域、平面図において赤枠で囲っている部分を土地Aとし、賃料は市の基準により算定した基本額、1年当たり約280万円以上で事業者から提案を募ることとします。契約期間は20年とします。残りの区域、平面図において青枠で囲っている部分を土地Bとし、事業者が希望する場合、花畑や樹林など現状の用途で維持管理することを条件に無償といたします。契約期間は20年です。

最後に、事業者公募のスケジュールについてです。

令和8年3月10日から、事業者の公募手続として、まず、募集要領案に対する意見聴取を開始いたします。その後、意見聴取の結果を踏まえ、必要に応じ、募集要領を見直した上で、7月から事業者からの提案の受付を開始する予定でございます。優先交渉権者の決定は、順調にいけば令和8年12月を予定しております。

なお、事業着手やオープン時期については、事業者が策定する事業計画によるところになりますが、北九州市としましては、事業者と連携しながら可能な限り早期にオープンできるように取り組んでまいります。

以上で河内温泉あじさいの湯についての報告を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） すいません。まず、この河内温泉なんですけれども、そもそもとして、改めてもう一回勉強したいんですけど、これがどういう目的で整備をされて、いつオープンをしたのか。それから、ランニングコストであたり改修費というのが、どれぐらいかかる見込みなのかということと、あと、これが今、都市戦略局緑政課が所管することになっていますが、なぜこの施設を都市戦略局緑政課が所管しているのかについて教えてください。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 まず、河内温泉の当初の目的といたしましては、湧出した温泉と豊かな自然環境を活用した、多世代が憩えるレクリエーションの中核として温泉施設を整備したものでございます。また、かかるランニングコストでございますけれども、ランニングコストは約6,000万円、改修費用は8.7億円と想定しております。

なぜ緑政課が所管しているかという御質問に対してなんですけれども、施設の管理は都市整備局公園管理課が今も行っておるんですけれども、事業者の公募に対しては緑政課で、民間活用ということで我々が行わせていただいております。

いつオープンしたかにつきまして漏れておりました。平成12年にオープンしております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。終わります。

○委員長（森結実子君） はい。ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 私から何点か質問させていただきます。

今閉館している中で民間にサウンディングを取りながら、今回プロポーザルに至るということで、一歩、大きな前進だと思うんですけど、それを踏まえまして、今回の契約で確認したいところが、まず1点目、建物だけ契約期間が10年で無償条件ということなんですが、それに対して土地に関しては20年なので、これはそのまま10年後に更新する前提の契約なのか。

2点目に、駐車場部分、駐車場なんですけど、ここは有償での貸出しだと思うんですけど、この駐車場の金額、利用料、ここは何か市が指定するのか、完全に事業者の事業の範囲内の判断に任せるのか、教えてください。

最後に、ハード整備関係でお聞きしたいんですけども、これまで給湯関係の設備の改修などがすごく金額が大きいと聞いていたかと思うんですけども、これらを含めたハード設備の投資は、今からこういった事業を行うかも含め、全て事業者のイニシャルコストになるのか。事業者の入居時に全く市の負担がない現状引渡しなのか。ここは、確認です。以上、第1質問です。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 まず、建物の契約の話なんですけど、10年ということで、更新は可能とする契約にしたいと思います。建物が10年なのは、北九州の公有財産規則で建物の貸付けが10年となっておりますので、建物は10年としております。土地は最初から20年ということで仮定して、やはり20年というのが1つ投資をして回収する期間かなと考えております。

続きまして、駐車場の用途についてなんですけど、駐車場の用途に限らず、自然公園法の範囲内で様々な提案はできると考えています。駐車場については赤枠の中は有料として考えております。

すいません。最低料金は市のルールに従って市が定めています。ただ、提案によって決まることになります。駐車場の利用料金ですかね。駐車場の利用料金は事業者が決めることになります。

続きまして、ハードの事業者負担になるかどうかということについてお答えいたします。

ハードは、今の契約では施設の改修の負担は事業者となります。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 答弁ありがとうございます。建物の10年契約も、これ更新が可能ということで、20年に合わせられるということで安心しました。

駐車場ですね。今後に関しては、このA地区か、もちろん駐車場だけではないと思うんですけども、限定もしないけれども、もし駐車場で使うなら料金も事業者判断で、事業として今後見込んでいくと理解いたしました。

最後に、ハードですね。ハードも基本的に現状引渡しで、事業者の負担で行っていくと。一応確認なんですけれども、こういった、今までサウンディングしてきたからこそ、この条件になったと思うんですけれども、この条件で少なくとも何社かは関心を、なかなか言えない部分はあると思いますけれども、この条件であれば何社か手が挙がる、複数社は挙がるだろうと見込んでいると思っていいでしょうか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 参画する事業者が現れるか否かにつきましては、現時点でもなお見通し難い状況ではありますが、可能性を閉ざさず、まずは施設の早期活用に向けた第一歩として、公募により民間提案を広く求めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。する以上は、プロポーザルで競争性が必要なので複数社は挙がってもらいたいなと思ったので、全く分かりませんよりは、ある程度挙がる条件だということで期待はしたいと思っています。

あともう一つ、ハード投資だけではなく、例えば既存の設置物が邪魔だというケースも出てくると思うんです、撤去したいっていう。これも、ある程度融通がきく条件になっているんでしょうか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 基本的に何をどう乗っけるかというのは事業者の提案によるところなので、そこは協議になると思うんですけれども、費用については事業者で行ってもらうのが原則でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ざっくり教えていただきたいんですが、市として、どこまで残してくださいとか、どういうふうに使ってくださいって、分かりやすく言うと、どこまで、自由な提案といっても、じゃあ全部壊していいのかといったら、そういうわけではないと思うんですけど、建物だけは残してくださいね、園地もある程度条件を、どこまで市が縛っているのか、分かりやすく教えてもらえると。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 今までのサウンディングの結果から、今の温泉をそのまま復活するのはなかなか難しいということで、そこで、今度用途を自然公園法の枠の中で限定せずとなっておりますので、事業者さんによっては、駐車場をいろんなほかの施設に、キャンプ場とかに転用したいという方もいらっしゃるかもしれませんし、そういったところで、どこまで、今の駐車場を全部

駐車場で使いなさいとかという限定はしておりませんし、建物も、なかなかいないと思うんですけど、自分で全部壊す事業者、今のところそこは難しいと思いますので、ただ、建物の中で邪魔になるものとか改修が必要なものは、協議になりますけれども、事業者さんの負担で改修していただくようになっております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。一応確認なんですが、建物とか、今、権利は全て市の所有ということでいいのでしょうか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 はい。市の所有でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。そうですね、門司港レトロ課が関わっていたオハフの列車とか含め、市がいろいろ民間からもらったりとか受け取ったりとかで所有するものっていうのはたくさんある中で、それに事業者が入ることによって、結構トラブルっていうのが発生しているケースもあるから。あと、実際に今キャンプ場とかも民間が入って事業化されているケースも現地で見たりするんですけど、何か、せっかく事業者が入ってくれているのに、なかなか看板の案内とかがすぐ更新されなかったり、何か中途半端な形で渡すだけで、前の施設のままだ看板がずっと残っていたりとか。今後なんですけど、事業者が入った後は看板の設置とか、現状引渡しだって雑に言うよりは、行政が丁寧に、どこまで改修が必要かというのは目を通していただきたいなということを要望して、終わりたいと思います。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。片山委員。

○委員（片山尹君） 昔からの話をすると、市がこういう温泉施設をして採算が合わないときはどうするかという議論がありながら、この河内温泉をやったと記憶しております。間違いないね、これは。そこで、公募で今の建物を改修、維持管理をするのに、この費用は、今度は公募した事業者の負担にします。だから、賃料を無償にしますというこの議論が、重要な改修がもっと高かったら、この公募の人たちが、そこはやっぱり市も多少出してくださいよとか、そういう議論になりそうな気がするんで、賃料は、こうするので改修費用はあんたたちでやってくださいよ、だから賃料無償にしますという議論が、いいのかどうか。賃料も多少頂きますけど、改修費用はここで、と、やっぱりしていないと。建物と土地とで、片や土地代は賃料いただいて、建物は改修もするから賃料もらいません。ところが、多少ぐらいもらっていないと、今度は終わるときに、市と事業者ともめごとになりやせんかなという思いがいたしますが、その辺はどうですか。

それからもう一つ、さっき佐藤委員が聞いた、片や都市整備局、こういう新たにやるから都市戦略局、公園管理課と緑政課と、相手から見たら市やけど、我々から見たら、何でこんな都市整備局と都市戦略局とでお互いにするのかなと思うので、その辺は明確にしていないといけ

ないかなと思います。なぜ都市整備局か、都市戦略局かという、そんなもん掘り返すつもりはありませんけど、その辺は、公園管理課があって、緑政課があってというのは、そこはどんなかね。あんたたちは、そういう議論もしなかった。そうこうしたら、乱暴な言い方やけど、これ全部民間に売ってしまったほうが早いと。賃料もらったり、どうのこうの、もめてするよりも、河内、この付近は一式、民間で買い取ってもらうという方法も考えなかったかということ聞かせてください。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 建物の賃貸を無償にする理由としましては、事業者が賃貸の負担分を改修費用に投資ができて、自分たちのやりたい事業、ノウハウを生かしてできるということで費用対効果が高く、迅速な事業展開が可能となると考えたため、こういう形を取らせていただきました。

また、緑政課は都市戦略局、みどり公園課とか公園管理課は今都市整備局にありますけれども、我々、常に連絡を取って連携して、支障がないようにやらせていただいております。

現時点ではヒアリングして、売ることもマーケットサウンディングのときは考えて聞いたんですけど、なかなか初期投資の負担とかが大きくて、買いたいという声というのはなかったため、今回、一番現実性に近い声に応える形で、こういうふうな形を取らせていただきました。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山尹君） 本会議でも、井上議員が早く温泉を再開しなさい、それから、横にいる田仲委員も何か質問が。やっぱりそこは、あれをあのまま置いとくのはもうもったいないから早く再開しなさいという声が多かったと思います。そこは尊重するんだけど、さっき答弁もらったが、一括で売るという方法も考えたということね。考えたけど難しかろうと。それは公募していないから、難しいかどうか分からんじゃない。あんたたちの範囲内で考えて、難しかろうという判断しただけの話。実はこうやって一括で売るということも考えたけど、これじゃあ全く本会議のあじさいの湯を早く再開してほしいという議論に合致しないから、こういう方法を考えましたと、何かそう言わんと、私たちは説得力がないと思うんよ。ただ、一括で売るという方法も考えましたと言ったって、だって市政だよりも載ったところは見たこともないよ。あんただけの議論ということ。局長は何かある。

○委員長（森結実子君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 片山委員のおっしゃるとおりで、まずは、もともと公設民営で、市でこういうものが必要だということで整備して、入館者が減ってくる中で、経営が成り立たないということで閉館している状態でございます。まずは、ここを市が保有しながら再開する方策がないのかというところで、いろいろと民間と対話を重ねてきまして、今回こういう形で公募していきたいというところでお示しさせていただいております。

仮に、先ほど課長は売却もという話は検討したということなんですけど、意見は、業者の方からそういうお話は伺ったというところで、我々、内部でこの売却に向けての協議というのは、実際まだしていません。ですから、今回、この公募がうまくいかない場合、そこに何が原因なのかというのをまたしっかり検証した上で、ああいう選択肢も含めて検討はしていきたいと考えています。以上です。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山尹君） 要はそういう経過を、実は一括で売ることも考えました、公園法の法律に引っかかるので、民間でするのは難しいことも起こるやろうといういろんなことで、こうなりますという前提で、あんたたち課長は説明しないと、それは説明を欠いているよ。以前から、さっき冒頭に言ったように、河内温泉のこの温泉、本当に役所がやっていいのかという議論があってから、ずっと経過して、やめたもんだから、再開せえ、再開せえっていう本会議の議論があったもんだから、慌てふためいてこうこうと言うけど、ただし、もうこれ以上言いませんけど、実はこういういろんなことを考えましたということを、やっぱりこの議会で説明するのなら、局長、そこまで説明をしないと駄目よ。そうせんと、そうかそうかと言って手を打って、ほんなら、これ全部やらせたら、例えば事業者が、改修工事もした、5年でやめたというようなときは、またいろいろ考えないかんのだろう。だから、そこはきちっとやっぱり方針を持っておくべき。皆さんに説明する委員会、それならその必要があると思います。そこだけ付け加えておきます。以上でいいです。

○委員長（森結実子君） 田仲委員。

○委員（田仲常郎君） 僕が言われたんで、ちょっと僕もお話ししますけれども。この8年間に27社が来られたということなんですけれども、27社来られた中で、大体似てくるんじゃないかと思うんですけど、こんなことしてもらったらとか、こういうことまで歩み寄っていただいたらということも言われてあるんじゃないかと思うんですけども、一番多かった、向こうからの提案というんですかね。こうしてもらったら手を挙げてもいいよみたいなところはあるんじゃないかと思うんですけど、それ、何かありましたかね。

○委員長（森結実子君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 冒頭、課長からも説明したとおり、多かったのが、あの状態で全く同じ形で温泉にするのは正直もう難しいと。そこを限定しないのであれば、可能性はゼロではないよねってところ、あと、そうするにしても、やはり投資を抑えるためにできるだけ賃料等々は安くしてほしい、もしくは、無償で譲ってもらえるんだったら、そこはそこで考えられるんだけどとか、大体本会議等で説明したのが主な話でございました。以上です。

○委員長（森結実子君） 田仲委員。

○委員（田仲常郎君） 一番、市が歩み寄っていただけるというところは、ずばりどんなところが歩み寄れるところなんですかね。難しいかもしれませんが。

○委員長（森結実子君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 今回そういった意見を踏まえて、例えば用途を、元々あった温泉施設がマストということにはしないという点、これは、ここの井上委員じゃなくて、もう一人の井上議員もそうなんですけど、地元の方も、元々あったとおりの形で再開してほしいという御要望はいただいております。私も直接、要望書とか受け取ったりしています。ただ、そうすると、なかなか経営として成り立たないという実態があるようで、そこを変えていったというのと、建屋についても、一応、改修、維持管理費は事業者負担ということになりますけど、基本、無償でというところを我々としては配慮しているところかなと考えています。

○委員長（森結実子君） 田仲委員。

○委員（田仲常郎君） 分かりました。いずれにしろ、北九州市としては温浴施設って言うんですか、温泉施設に対してちょっと敏感になり過ぎなんで、ここをうまくやって、いろんなところにやってもらおうと、本当にありがたいなと僕は思うんですね。水回りのそういった施設というのは結構、年数がたつともう、水もちょろちょろ出て、私の近くのところにあったサウナセンターも、2軒ありましたけど、潰れたりしましたんで。何かやっぱりそういったところがあってもらおうと、サウナブームもあったりするもんですから、頑張っていただきたいなと思っております。いい結果が出るように、公募していただければと思っております。成重先生も話しておりましたんで、次替わりますんで、よろしくお願いします。

○委員長（森結実子君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 片山先生から名前出らんやったですけど、私も議会質問しましたから。3点お尋ねします。

まず1点目が、日本の企業だけでなく、海外のもし投資家とかがやってみたいねっていう場合は、それはオーケーなのかどうなのか教えてください。

それから、河内のあの位置は、もう小倉南区にも八幡西区にも一番いい位置にあると思うんですね。そういうふうなアピールというか宣伝をもっとしていただいて、奥座敷じゃないですけども、本当にいいところだっていう宣伝をしていただいて、事業者が、じゃあやってみようかねっていうふうな感じのものを、公募が始まりましたら、そういうのもしていただければと思います。

それから、この土地のBですけども、樹林と竹林と草地と、それから園地ですかね。第2駐車場がありますけども、ここでリンゴ育てたいとか、ミカン育てたいとか、イチゴをしたいとかという形の方もいらっしゃると思うんですけども、それはもう完全にそういうふうな、こればっさり切って、そういうのは農地にしてもいいのかどうか教えていただければと思います。

○委員長（森結実子君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 正直、海外っていうところは、今のところは頭には想定していないんですけど、そこを、海外企業だからNGという形にはならないかなと思っています。いずれにしても

提案の内容で、あと、それを実現できる裏づけがあるかどうかというところはしっかり審査していきたいと思います。

アピールなんですけど、公募が始まりますけど、委員おっしゃられるとおり、ここはこういうところなんだよというのを、改めていろんな企業にお声かけしながらやっていきたいなと思っております。我々だけじゃなくて、当然、市内の観光地の一つとして掲げていますんで、そこら辺は都市ブランドの観光部門とも連携してというか、そこからお知恵をお借りしながらやっていきたいなと思っています。

それで、Bの土地なんですけど、ここは自然公園法の規制がかかりますんで、その、何を伐採して違う植物にするというところは、どこまで県が許容できるのかというところは協議になるかなと思いますけど、基本的に植物関係であればNGっていうことにはならないのかなと、今のところ想定しています。

○委員長（森結実子君） 成重委員。

○委員（成重正文君） ありがとうございます。せっかく今、台湾のTSMCとか来ていて、別荘とか保養地とか、そういうふうな海外の企業にも当たるのもいいんじゃないかなと思っていますんで、検討していただければと思います。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。中島委員。

○委員（中島隆治君） 私からも1点伺いたいと思いますけれども、今回の公募については、民間事業者から幅広く提案をいただくということですけども、これは、事業内容によっては国の補助金というか、補助制度っていうか、そういったのも活用できるんじゃないかなって思うんですけども、それがそもそも可能なのかどうかっていう、そこをまず伺いたいと思います。

○委員長（森結実子君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 今のところ、国の補助というところは想定していないんですが、国がその事業者に対して直接補助をするという場合であれば、我々としては否定するところもありますので、そこは使ってもらえればいいのかと。ただし、間接補助という形で、市が出す分に国が補助するということになれば、当然それが補助すべきものなのかというところは我々でもしっかり考えて、当然予算も伴う話になりますんで、その辺は議会の承認も当然必要になってくる、その辺もろもろ踏まえて検討することになるかなと思います。

○委員長（森結実子君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） はい、分かりました。国の補助金がもし使えるんなら、事業内容によっては使えるのであれば、事業者の初期投資の負担軽減にもつながると思いますし、より充実した提案というのができてくるんじゃないかなと感じましたので、そこら辺、できる、できない部分、市の予算も入っているということで難しい部分もあるかもしれないんですけども、こういった補助金がありますよとか、そういった提案も何か事業内容によっては進めていってもいい

いんじゃないかなとちょっと感じたもんですから、できる限りのことをしていただければと思います。私からは以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになれば、以上で報告を終わります。次回は3月23日午前10時から請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

本日は以上で閉会します。

都市戦略整備委員会 委員長 森 結実子 ㊞